

埼玉県デジタル人材確保支援事業補助金のご案内

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和4年6月1日（水）～令和5年2月28日（火）

【申請窓口】

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点

（公財）埼玉県産業振興公社内

電話 048-647-4075

1 補助対象者

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「県プロ人材拠点」）の人材紹介事業者として知事の登録を受けた民間職業紹介事業者

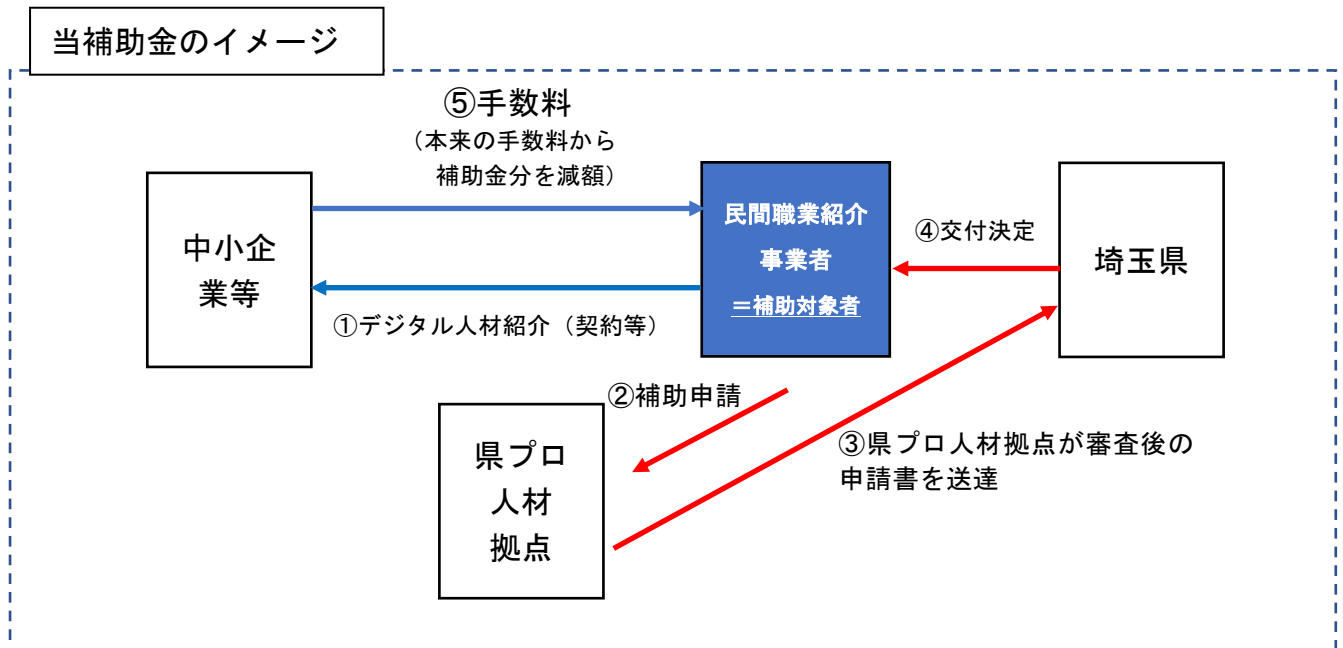
2 補助対象事業

次の条件により、中小企業等にデジタル人材（副業・兼業人材^{※1}を含む。）の紹介を行う場合、当補助金の対象となります。

- ① 紹介した人材（以下、人材）の就業開始日が、令和4年4月1日から令和5年2月28日までであり、1か月以内に退職又は契約解除していないこと。
- ② 人材が、紹介した中小企業等の役員^{※2}の3親等以内の親族でないこと。
- ③ 中小企業等からの人材紹介手数料の支払が令和5年3月31日までに完了すること。
- ④ 中小企業等との人材紹介に係る契約が令和4年4月1日から令和5年2月28日までであること。
- ⑤ 中小企業等のDX化が図られるよう必要な支援を行うこと。
- ⑥ 中小企業等への人材紹介手数料について補助金額と同額分減額していること。

※1 副業・兼業人材…専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者。

※2 会社法第423条で定める役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）を指す。



3 補助対象経費等

区分	内容
補助対象経費	補助事業者の手数料規程等によって定める、中小企業等への人材紹介手数料。なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	紹介したデジタル人材1名につき150万円以内

4 デジタル人材の定義

「2 補助対象事業」における「デジタル人材」とは、デジタル技術を活用し、新事業や製品、サービスの創出・改善や、サプライチェーンの最適化・生産プロセスの改善などを実施する即戦力人材。具体像については、HPのQ&A参照。

5 人材紹介を受ける中小企業等

事業の対象となる中小企業等とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」※で、埼玉県内に事業所を有する者のうち、以下の(1)～(3)の要件を満たすもの。なお、資本金10億円未満の、いわゆる中堅企業については、県内経済への影響、中小企業との取引状況等から判断しますので、必ず申請前に県プロ人材拠点に御相談ください。

- (1) 役員等が暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定されるもの)又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者ではないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者ではないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。

* 中小企業者の例

- ・ 資本金3億円以下、従業員の数が300人以下の製造業、建設業、運輸業
- ・ 資本金1億円以下、従業員の数が100人以下の卸売業
- ・ 資本金5,000万円以下、従業員の数が100人以下のサービス業
- ・ 資本金5,000万円以下、従業員の数が50人以下の小売業

6 申請方法

(1) 提出先

申請書類を次の宛先に 電子メール又は郵送で提出してください。

・ 電子メールの場合

projinzai@saitama-j.or.jp

・ 郵送の場合

(宛先) 〒330-8669

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階
公益財団法人 埼玉県産業振興公社 埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点

(2) 申請受付期間

令和4年6月1日から令和5年2月28日まで

(3) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 人材紹介に係る企業との契約書の写し
- ③ 人材紹介手数料の金額が確認できるもの
- ④ 様式第1号別紙(実施計画書、紹介人材1名当たり1枚を添付すること)
- ⑤ 申請者が作成した求人票の写し

(4) 申請書の様式等の入手方法

埼玉県ホームページ又は県プロ人材拠点ホームページからダウンロードしてください。なお、申請書の作成については、県プロ人材拠点に相談しながら行うことができます。

(埼玉県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/shigoto/koyo/shien/index.html>

(県プロ人材拠点ホームページ)

<https://www.saitama-projinzai.com>

7 実績報告

補助対象者は、事業終了（人材紹介手数料の納付及び就業から1か月経過）後、以下の書類を提出してください。

なお、実績報告は申請書1件につき1件報告してください。

(1) 提出先

申請書と同じ。(埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点)

(2) 提出期限

事業終了後60日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い方

(3) 提出書類

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②様式第5号別紙(補助対象事業実績報告書、紹介人材1名当たり1枚を添付)
- ③人材紹介手数料の請求書の写し
- ③人材紹介手数料の納付が確認できるもの(領収書の写し 等)

8 補助金の請求

補助事業者は、額の確定後、補助金請求書(様式第7号)をメール又は郵送で送付してください。なお、補助金請求書については、県に送付することとなりますので、御注意ください。

【電子メールの場合】

a4510-06@pref.saitama.lg.jp

【郵送の場合】

(宛先)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部雇用労働課

9 事業内容の変更等

(1) 事業内容の変更

補助対象経費の20%を超える増減を伴う事業内容の変更がある場合や、補助事業の取下げを行う場合は、変更申請が必要です。変更申請を行う場合は、速やかに県プロ人材拠点まで連絡してください。

(2) 補助金の返還

採用されたデジタル人材が自己都合で退職した場合など、職業紹介事業者が企業に人材紹介手数料の全部又は一部を返還する場合は、支払済みの補助金についても、返還額に応じた額を県に返還する必要があります。

手数料の返還がある場合は、速やかに県に報告してください。

10 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本補助金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求め、関係機関に照会することがあります。また、検査又は報告等の結果、本補助金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請、手数料の減額がなされていない等、その他本補助金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還していただきます。返還に当たっては、当該補助金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。

また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

(3) 補助金関係書類の保存

補助金関係書類は、最低5年間大切に保管してください。

11 問合せ先

(申請方法、申請書の作成について)

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点

(公財 埼玉県産業振興公社内)

TEL 048-647-4075

(補助金制度について)
埼玉県産業労働部雇用労働課

TEL 048-830-4534

<補助申請の流れ>

実線の囲みが申請する職業紹介事業者の作業です。

